## 令和4年度 第1回大阪府青少年健全育成審議会 議事概要

- ■日 時 令和5年1月26日(木)14時00分~16時10分
- ■場 所 大阪府男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター) 4階 大会議室3
- ■出席者 伊藤委員、大山委員、亀岡委員、河崎委員、草島委員、佐古委員、助中委員、曽我部 委員、竹内委員、角田委員、豊田委員、中野委員、橋本委員、八山委員、二村委員、 前田委員、山田委員、吉田委員、吉原委員(五十音順)

## ■内 容

事務局 ただいまから、令和4年度第1回大阪府青少年健全育成審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。本会議におきましては、新型コロナウイルス感染防止のためマスク着用としておりますので、ご協力ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、大阪府福祉部子ども家庭局長の福本からご挨拶を申し上げます。

局 長 大阪府福祉部子ども家庭局長の福本でございます。本日は皆様お忙しい中またお寒い中、 ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。中でも遠方からお越しいただきました委 員の方々におかれましては、ご足労いただきまして誠にありがとうございます。

審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨今の青少年を取り巻く状況といたしましては、コロナ禍の影響も懸念される中、若年者の自殺や児童虐待、性被害等事件事故が後を絶たないという状況でございまして、青少年についての孤独孤立の問題も、一層顕在化をしております。

さらに、青少年のインターネット利用は年々も増加しておりまして、低年齢化も進んでおります。そのような中で、SNSに起因する犯罪被害やネット上の誹謗中傷、いじめ、若年層への大麻の蔓延など、インターネット利用による弊害も深刻になってきてございます。

こういった状況の中におきまして、大阪府では、今年度当初、主としてこうした青少年 の健全育成を所掌しておりました青少年課と、これまで子ども子育て支援施策を中心に担当しておりました福祉部の子ども室を統合し、福祉部に子ども家庭局を設置いたしまして、こうした複雑多様化する子ども青少年の課題に対する取り組みを切れ目なく、より総合的かつ効果的に推進していくことを考えております。

委員の皆様方におかれましても、今後ともご指導、ご協力賜りますようよろしくお願い を申し上げます。

本日はこの後、大阪府青少年健全育成条例の運用状況と大阪府こども総合計画の取り組み状況につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

青少年の健全育成に関する分野をご専門とされる皆様方の忌憚のないご意見を賜りたい と存じております。

限られた時間でございますけれども、ご協力を賜りまして、有意義な会にしていただけたらありがたいと存じますので、簡単でございますけれども、本日の会議の運営ご協力をお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 本審議会委員の総数は 24 名で、本日ご出席の委員は 19 名でございますので、大阪府青 少年健全育成審議会規則第 5 条第 2 項の規定により会議は成立していることをご報告申し 上げます。

本審議会については、平成23年6月28日の審議会で決定しました通り、基本的には公開としまして、審議事項に個人情報等を取り扱う場合については非公開とします。

それでは、本日ご出席の委員の皆様のご紹介につきましては、時間の都合上、お手元に お配りしております委員名簿および配席図で代えさせていただきます。

なお本日、小池委員につきましては、急遽ご欠席となりましたので、お知らせいたします。

今年度においては、前委員の任期満了に伴う委員の改選がありまして、新たに犯罪被害の観点から亀岡委員、子ども・若者支援の観点から小池委員、精神医学の観点から西川委員、大阪府議会からは大山委員、河崎委員、中野委員、関係業界からは山田委員、吉田委員、青少年関係団体からは、木村委員、佐古委員、前田委員、関係行政機関からは助中委員に新たに審議会に加わっていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長が選任されるまでの間は、子ども青少年課長の佐田が進行させていただきます。

課 長 子ども青少年課長佐田でございます。どうぞよろしくお願いします。

早速でございますが、議題 1 の本審議会の会長の選任でございます。会長は、審議会規則第 4 条第 1 項の規定により、委員の互選によってこれを定めるということになってございます。お手元に委員名簿をお配りしておりますが、会長のご推薦ございますでしょうか。

- 委員 教育分野の識見を有し、広く青少年問題にも造詣が深い橋本委員に引き続きお願いして はいかがでしょうか。
- 課 長 ありがとうございます。ただいま橋本委員を会長にとのご意見をいただきました。いか がでございましょうか。

(異議なし)

「異議なし」ということでございますので、橋本委員に会長をお願いしたいと存じます。では、審議会規則第5条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めていただくこととなってございます。以降につきましては、橋本会長に議事の進行をお願いしたいと思っております。橋本会長におかれましては、会長席にご移動の方をお願いしたいと思います。それでは橋本会長、よろしくお願いいたします。

会 長 今紹介をいただきました橋本でございます。皆さんどうかよろしくお願いいたします。 これから皆様のご協力をいただきながら、審議会を円滑に運営していきたいと思います ので、どうかよろしくお願いいたします。

では早速ですが、議題の 2、会長代理、部会長および部会に属する委員の指名に移りたいと思います。

会長代理につきましては、審議会規則第4条第3項の規定により、会長が指名することとなっています。

会長代理につきましては、前任期から引き続き、本審議会の委員をお務めいただいております、曽我部委員にお願いしたいと思いますが、曽我部委員よろしいでしょうか。

委 員 はい。

会長ありがとうございます。ではよろしくお願いいたします。

続いて、常設部会に属していただく委員について、審議会規則第6条第3項では、会長 が指名するということになっておりますので、これにより私から指名をさせていただきま す。

まず第 1 部会ですが、有害図書類の指定に関する事項を審議していただきますので、学 識経験者からは、情報リテラシー、刑法、精神医学、それと教育の専門分野、関係業界か らは図書類を発行販売されている団体、青少年関係団体から、保護者の代表としてのご意 見を頂戴したいと思いますので、まず学識経験者から、竹内和雄委員、豊田兼彦委員、西 川瑞穂委員、それと私、関係業界からは伊藤廣幸委員、二村知子委員、青少年関係団体か らは、吉原極委員にお願いしたいと存じます。部会長には竹内和雄委員にお願いしたいと 思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、第 2 部会は、有害玩具刃物類の指定に関する事項を審議していただく部会となっております。学識経験者からは、犯罪被害、法律、教育の専門分野、関係業界からは、玩具刃物類を取り扱っておられる団体、青少年関係団体からは、青少年育成団体のご意見を頂戴したいと思いますので、学識経験者からは、亀岡智美委員、八山真由子委員、それと私、関係業界からは辻元達夫委員、青少年関係団体から佐古員規委員にお願いしたいと存じます。部会長には八山真由子委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

第 3 部会は、有害役務営業の停止命令に関する事項を審議していただく部会となっております。学識経験者からは、憲法、刑法、法律、教育の専門分野のご意見をいただきたいと思いますので、曽我部真裕委員、豊田兼彦委員、八山真由子委員にお願いしたいと存じます。私も教育の観点から参加をさせていただきます。部会長には豊田兼彦委員にお願いしたいと存じます。

最後、第 4 部会は、子どもの性的虐待の記録に関する事項を審議していただく部会になっています。学識経験者から社会政策、児童福祉、刑法、法律、教育の専門分野、関係業界から電気通信事業者として青少年の携帯電話利用の環境整備に取り組まれている団体、および出版されている団体のご意見を頂戴したいと思いますので、学識経験者からは、大城亜水議員、角田雄三委員、豊田兼彦委員、八山真由子委員、それに私、関係業界からは山田崇志委員、吉田仁委員にお願いしたいと存じます。部会長には豊田兼彦委員にお願いしたいと思います。豊田委員には二つの部会長を務めていただきます。ご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

続いて議題3に入ります。議題3は、「大阪府青少年健全育成条例の運用状況について」です。事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局 資料 1 「大阪府青少年健全育成条例の運用状況について」説明

会 長 ただいま事務局からは、大阪府青少年健全育成条例の特に第36条、教育啓発に関する条 文の具体化をどう進めていったかという報告であったと思います。

ではこれから、お時間取りまして皆様方からご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、何かご意見等あればお願いできますか。

委員 ネットの問題について、2021 年が歴史的転換だと私は考えておりますが、GIGAスクール構想により、学校で小学校1年生から1人1台の端末が与えられ、今までは私達の国はフィルタリングを代表としまして、ネットを使わせない、禁止するという方向でネット対策を行ってきましたが、そこから一大転換をしまして、禁止から利活用に大きな転換をしました。

今まで学校では、この問題は家庭の問題で、学校の問題ではない、というスタンスであ

ったが、学校の問題・社会の問題になってきたと思っています。

さらに、その転換の舵を切ったのは、コロナ禍にあります、OECDの中でも日本の子どもたちのネットの利活用が低いとうことで、2020年度の終わりまでに、1人1台端末の導入に向けて文科省が4万5000円補助するという施策を打ち出しました。

全国の 97.6%の自治体(大阪は 100%) が 2020 年度内に端末の納品を完了し、各学校で取り組みが始まっています。

ただ、いろんな学校・いろんな地域があって、もう準備が万端整っているとこもあれば そうでもないところがあるのでかなりの差があります。

大阪の中でも持ち帰って宿題をするところもあれば、今年度フォーラムに参加した子どもの中には、一週間に1回開く程度のところもあるような状況があります。

そのため、利活用に向けて、国の責任、府の責任、市の責任ということになってきたのが一つです。

それから、もう一つ、内閣府のインターネットの調査では 2 歳児のネット利用率が62.6%なんですね。赤ちゃんが勝手にスマホを見ませんよね。ネットを育児中に活用している。それはそれで素晴らしいことだと思いますが、その中でいろんな不具合が起きています。すぐに取り上げる親もいれば、子どもが大人しいからといって、ずっと見せている人もあったりということで、長短いろんなことが起きています。

乳幼児から使うようになった、それから学校で活用するようになったという意味で歴史の転換期であり、教育の問題、家庭の問題から社会の問題に変わったこともあり、大阪府のこの審議会の中でこの問題を扱っていくのは、本当に喫緊の課題だと思います。

学校へのスマホの持ち込みについて、国においては、2019 年の会議ではまだ持ち込みは解禁しませんでしたけども、端末を持って行っているのだから、スマホを持っていってはダメとは言えない、普通に学校に持っていくといった議論に、今後はなると思います。

ただ、私達の社会にはまだそういった素地も、経験もないので、どうしていくかという 議論に必ずなっていくと思います。

だから、まず私達がネット問題、制限禁止に引き上げたところから、どういうふうに舵を切っていくかっていうのはこれも非常に大きな問題です。

先日、静岡県で事件がありましたが、まだ細かいことがわかっていませんので、ここで 議論することではありませんけれども、ネット問題は親子にとって大きな問題になりつつ あるのではないかと思っています。

ネット問題について、平成26年度は、子どもたちは「大人は知らなのに口を出すな、子どもに任せて」と言っていたのが、去年ぐらいから変化があり、高校生からは「僕らに任せないでほしい。一緒に考えてほしい。」という意見が出てくるようになりました。子どもたちは自分たちを制限できない、大人も制限できない、今どこにも主体がいないんですね。

なので、こういう様々な分野の方が集まる審議会で、方針を合わせてやっていけばいい のではと思っています。

何が答えかっていうのはないんですね。使わさないわけにはいかない。でも使いすぎがよくないと非常に難しい局面だと思います。

今、ネットに接する子どもがちょうど反抗期にぶつかっている。あと 10 年経ったら小学 校低学年から持ち出すからこの問題は、しつけの問題になるのではないでしょうか。

ちょっと長くなりましたけど以上です。

会 長 ありがとうございます。今、委員が言われたこと、特にGIGAスクール構想により禁

止から活用に大転換、本当にその通りだと思います。

今のご意見を受けてでもいいですし、他の委員から、ご意見ご質問頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 今、委員がおっしゃったことをすごく肌に感じておりまして、スウェーデンでは小学校 1年生からネットリテラシーの問題や、Webで流れてるニュースが、真実かどうか?全 てが、本当ではないといったこと、また、インターネットでのSNS(Facebook・インスタ グラム・ツイッター)などで発信することが、どのようにお金の流れにつながっているのか といったことまで教えています。

ですので、日本は今まで遅れていましたけれども、インターネットの利用と共に、これらのことを同時に理解できるように考えていかなければならない。無垢な子どもたちを見ていて不安にも感じるので早急に解決しなければならない問題だと思います。

あと情報が、真実かどうか、ということは、本であったり、その現場・現地に行って、 本当のことを確かめないといけないということを、小さいときから教えていかなければな らないということ、ぜひこれらを進めていただきたいと思います。

- 会 長 ありがとうございました。今、おふたりの委員から、問題提起等がありましたが、これ に関連してでも結構ですので、何かございますか。事務局から何かコメントがもしあれば お願いします。
- 事務局 先ほど委員からもご報告のとおり、子どもたちも実際、「使いすぎてしまう」といった ところの制限を大人側に求めているという状況ですし、新たに様々なビジネスが出てきま すので、その部分の制限や、保護者の方の理解など、しっかり事務局としても深めていき たいと思っております。
- 会長ありがとうございます。
- 委員 子どもたちがルールを守るか守らないかについての調査においても、「親子で話し合ったルールを一番守る」といったことがわかりました。反対に、話し合わないルールは守らないです。香川県のゲーム条例について、子どもたちはナンセンスだと怒っているかと思ったら、「あれは香川県の大人が考えたからいいと思う。大阪はなぜ決めてくれないのか。」と言われました。もちろん、反対の意見もあります。子どもたちは、ただ勝手に大人が決めたルールではダメで、自分たちもその議論に参画させてほしいと言いました。

そのため、子どもたちが大人と一緒に議論することが必要です。条例がいるかどうかは 別にしても、大人と子どもが一緒に考えていくような方向性を何か打ち出していかないと この問題はなかなか解決しないのではないか、というふうに考えております。

- 会 長 ありがとうございます。
- 委員 今、委員がおっしゃったこととの関係ですと、親子で話し合いができれば、守られる、というのは、そのとおりだと思うのですが、ただ、問題はその話ができる家庭とできない家庭があるということがあって、ある種そういうちゃんとした家庭だから守られるということがあるので、どうしたらそういう状態に持っていけるのか、そういう家庭が増やせるのかということが、根本的な問題なのかなと思います。それで考えると、スマホだけの問題ではなくて、家庭教育とか家庭環境全般の問題ですので、そういう大きな視点の中の一つの問題だとそういう形で全体的に取り組んでいく必要があるのではないかというのが一つです。

それから、最近の傾向としては、先ほど委員がおっしゃった、低年齢化が進んでいる、2 歳児なんかも使っているということでいうと、今のスマホのリスクが多様化しているとい う話を申し上げたいと思います。2歳児に関しては例えば依存とか、有害コンテンツの弊 害とか出会い、搾取の問題とかは基本的にないわけですけれども、認知能力だとか発育に関するリスクということがおそらく問題になるだろうと思います。ただ、このリスクは今までこの対策の文脈では、意識されてこなかったのではないかと思っております。

それからリスクの多様化でもう一つ申し上げると、SNSに関しては、総時間とか課金とか出会いとかではなくて、中高生の特に女子生徒のメンタルに対するリスクというのも海外では言われるようになってきているということもあって、リスクが非常に多様化してきており、そのリスクに応じた対策というのが求められるようになってきているのではないかというふうに思われます。使い方のルールを決めて、時間を制限するとかアプリ制限するとかいうのも、もちろん重要ですけれども、もう少し一段、立ち入った対策が今後求められていくのではないかなというふうに感じております。

会 長 ありがとうございました。貴重な意見だったと思います。

委員 現在は転換期っていうところがあると思います。視点が子どもを中心にした軸と保護者を中心にした軸と、教職員を中心にした軸があって、教職員からは、GIGAスクール構想ではだいたい 7 割が何も変わっていないということと、やはりすごく負担が大きいということ、設定がわからない。さらに言うと、教職員一人一人に教育してもらってないので、代表者が1人研修センターに行って、それで持ち帰って各学校で学ぶという状況です。

保護者側からすれば、今、子どもは夜中にLINEで喧嘩をしてしまい、朝一でドーンと喧嘩することが多いと聞いているので、そういった対策で言うと、先ほど委員がおっしゃっていたように、使い方っていうところで言うと、まず教職員の軸にした、リテラシーを上げていくといった、時代にマッチした政策・提言をするべきだというのが一つです。

それと保護者については、紙の廃止やネット化をしようとしているものの、地域によっても違いますし、スマホを持ってない人も中にはいるので、そのような場合に、どうするべきか。詳しい人はものすごく詳しいし、詳しくない人は詳しくない。保護者に対しても別の視点での教育、研修会とか学校、地域単位でCS(コミュニティスクール)なども導入されているので、何か保護者向けに対する底上げも行政主導でやってもらえたら嬉しいなというのが一つです。

最後は、子ども視点でいうと、小学生の低学年でも、遊びに行くのが 1 回家帰ってから、 ゲーム内のボイスチャットで、ゲームをしているのではなく、会話を始めて、「それじゃ あ 3 時に公園集合」みたいなことがあったり、相手のGPSを繋いで、現在地を把握する といったサービスがあったり、昔みたいに個人情報が漏れているっていう感覚が一切ない ので、資料については、確かに大人から見たら、こうしなさい、ああしなさい、やっては いけない、といった内容になっていて、時代の進度が速すぎて、やはり子どもの環境・使 い方を子どもマターで考えたときに、提言は細かく綿密に三つに分けてやった方がいいの ではないかと考えます。

会長ありがとうございました。

委員 資料1の10ページに記載されていますように私達は事業者として、子どもが高額のプリペイドカード等を購入しようとした際に、何に使うのかなど、色々な形で注意を促し、できる限り事前の防止に努めています。

また、青少年健全育成という観点からは、数年前から、コンビニの店頭での成人向け雑誌の販売を全面的に中止いたしました。したがってもうほとんど 99%以上取り扱っていないという状況にございますので、青少年が店頭で目に触れる機会はほとんどなくなったのだろうと思っています。

一方で、ネットの問題については、学校で禁止する形を取っても、子どもたち自身相当

ネット社会になじんできているということや、教育的にも使っていかないとならないということで、禁止から使用に転換し、どのようにルール決めしていくかというところに視点が移ってきているとのことでした。このネット教育につては、家庭の中で親と子がルールを決めていくというのは、非常に大事なことと思いますが、一方で教育・啓発が非常に重要になってくると思っています。これは私達事業者ではできないことなので、府あるいは市等々自治体において、ぜひ子どもたちに、ネットの使い方そして危険性等々について、十分な教育・啓発活動を行っていただければと思います。

また、リモートだけで教育をしていくというのは非常に難しいところがございますので、 ぜひ学校の現場等々で、あるいは学校の現場だけでなく、あらゆる施設も活用しながらフェイスツーフェイスでの教育・啓発もおこなっていただければと思います。子どもたちがこの啓発教育を全員が何回受けられたのか定量的に把握しながら、進めていただければと思いますのでよろしくお願いします。

- 会 長 ありがとうございました。本日はいつもにも増して、非常に活発な意見がいただけておりますので非常に嬉しく思っております。一方で時間管理の方もちょっと気にはなってるんですが、どうしてもというご意見もあれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 季 員 今KYT(危険予知トレーニング)という、普段屋外で活動しているときにどういう危険があるか、クリスマス会ではどういう危険があるかということを、絵を見ながら洗い出すような訓練を、子どもたちと親御さんも一緒になってやってます。その中で、ぜひこのスマホSNSによる危険ということを子どもたち、親御さんと一緒にやっていきたい。学校教育でいろんな指導していただいて、家庭教育でさらにもう少し深堀、もしくは家庭教育に代わって何とかフォローしていきたいなというふうに考えております。子どもさんも「親には言わないで」ということを指導者の方や監督には話できたりする場面もございます。そういった意味で、何かやれることはないかなということで、KYTにもぜひこれを取り入れたいと思っております。
- 会 長 ありがとうございました。それぞれの立場から、大事なキーワードたくさん出てきたと 思いますので、事務局におかれてはぜひしっかり受けとめていただいて、今後の政策に生 かしていただきたいと思います。
- 委員 今、出版業界では、コミックがアプリ等で大きな売り上げを叩き出しています。今日お 話聞いていて、課金問題は非常に大きなテーマだと思いました。我々の間でも年齢認証を どうするかといった議論が活発に行われています。この辺は課題として持ち帰りたいと考 えています。

もう一つ、我々の業界として、ネットリテラシーの話だと、海賊版対策というのが大変 大きな課題であります。もちろん有害図書については、業界の中でいろんな取り組みをし ていますが、一方でネットの中は、無料でみることができる違法な海賊版があふれている という状況です。教育の現場や行政の方も含めて、この件についても子どもたちに教えて くださいませんでしょうか。「本物」を作っているクリエーターを育てるという視点でご 協力をいただけると大変嬉しいと思っております。

- 会 長 ありがとうございました。
- 会 長 それでは続いての議題、大阪府子ども総合計画の取り組み状況についてでございます。 これについて事務局から説明を願います。
- 事務局 資料2「大阪府子ども総合計画の取組み状況について(青少年関係抜粋)」説明

会 長 事務局の説明に関し、計画策定の背景が少しわかりにくいかと思いますので、私なりにちょっとかみ砕いて申し上げます。大阪府が制定している条例、また、様々な法律があり、法律や条例というのは、大きなことが書かれてあります。そこで具体的にどう進めるかというのは、法律なり条例に基づく計画を別途策定し、その計画で具体的な政策を進めていくことになっています。この子ども総合計画というのは、この資料に記載のある法律や条例を具体化するためにそれぞれの要素を取り入れてまとめられた計画ということでよろしいですね。それの中の主な施策について説明があったということになります。

今の事務局の説明についてご質問ご意見ございますか。ちょっとご意見が出にくいかな と思いますので、私に一つ質問させてください。

答えにくいかもわかりませんが、今説明あったのがほとんど◎がついています。○もありますけども、この評価というのは、この取り組みが進んだかどうかっていう、基準になりますね。取り組みが進んだかどうかっていうのも非常に大事なことではあるんですが、同じくこの取り組みによってどれだけ効果があったかっていうことも、問われます。そういう観点でどう捉えられておりますでしょうか。なかなか 1 個 1 個は難しいかもわかりませんがまとめてのお答えでも結構です。

- 事務局 定量的な目標を持っているものについては、それの進捗になっておりますし、また実際 定量的な目標持ってないものも多くございますので、そちらにつきましては取り組み状況 を記載させていただきまして、各担当課により評価をさせていただいております。アウトカムの指標というのも今回の計画では持ち合わせてはないといった状況です。
- 会 長 全てに定量的な数値目標が立てているとは思ってないのですが、なかなか定量的な到達 目標の測り方が難しくても、実施されている当事者として、これは手応えがあったなとか、 そういうことでも構いませんので、ちょっとお聞かせいただけたらと思った次第です。
- 事務局 本計画は重点的な政策ということで、10年間のうち5年間の前期と後期で10数個の取組 みを掲げて進めております。5年後の将来像や、こういうふうな結果にしたいというよう な目標値を持って取り組んでおります。そういう重点的に大阪府として取り組んでいかな いといけないことにつきましては、将来像みたいな形で記載させていただいて、それを効 果検証しているところです。
- 会 長 全体としては、大きく言うと取り組みも進んでいるし、それに伴う効果も上がりつつあるということでよろしいですか。

事務局 はい。

- 会 長 他の委員から、どんな観点でも結構ですが、ご意見ご質問ありましたら頂戴したいと思 います。
- 委員 子ども総合計画の取り組み状況とかを説明をしていただくときに、「子ども」という使い方と「若者」という使い方と「青少年」という使い方がされているんですが、これはそれぞれ使い分けているんですよね。範囲がきっと違うんでしょうね。どうですかそれは。
- 事務局 まず、「子ども」と使っているところは、基本的に児童福祉法の 18 歳未満というふうに 捉えております。「青少年」につきましても、青少年健全育成条例上は 18 歳未満です。ま たこの計画中で、「子ども・若者育成支援推進法」の関係がございまして、こちらは国に おいてひきこもりを中心とする若者っていうところも捉えておりますので、39 歳未満の若 者という観点も入っております。
- 委員 そしてもう一つ次よろしいですか。2022年に18歳成人化という話題がありましたよね。 それに伴って、この子ども総合計画の中で何かが変わったとか、隙間があったということ はないということですね。子ども青少年課の担当する分野は、何歳から何歳までなんです

か。

- 事務局 子ども青少年課、当課につきましては、ひきこもり施策をやっておりますので、上は 39 歳までになります。こちらの青少年健全育成関係については 18 歳未満となります。
- 委員 わかりました。3ページのひきこもりのところで、市町村においてひきこもりの青少年へのアウトリーチ的なものという表記がありますが、今おっしゃった話ですと、39歳までを対象としていると。私が一番気になるのは学校に属していれば、15歳でも 16歳でも 17歳でも、そして 18歳もいろんなことで気にかけてもらえるんだろうとか、いろんな情報が届くんだろうとか、意見聞いてもらえるんだろうなと思うんですけれども、学校行かない、行けない、行かなかった、やめちゃったという子どもが 10代でもいますよね。16とか17とか、あるいは18の子ども。18だったらもう成人ですけども、その子たちへのケアとかアプローチがこの計画の中ではどうなっているのかな、っていうのが、関心があるんですが、その点は学校に属さない子どもたちにも、十分にケアされているアプローチされているということでいいのでしょうか。
- 事務局 はい。資料には、市町村による支援ネットワークの構築と書かせていただいておりまして、基本的にやはり身近な市町村の方でいろんな支援を受けていただきたいということで、市町村といろいろ連携しまして、大阪市内に限らず府内各所に出向いて意見交換会を市町村等と実施したり、また、何かに属してない方が、何かと繋がっていけるようにということで、民間支援団体の方とも連携しまして、市町村と民間支援団体が顔の見える関係を作っていけるようにと思っております。また、ひきこもりと書いているんですけども、なかなか女性の居場所もないということなので、女性の居場所づくりといった事業を市町村とともに実施したり、いろんな角度で市町村と連携しながらやっております。
- 委員 ありがとうございました。昨今のニュースなんか見ていると、18とか19とかでも凶悪な事件に加担しているというか、巻き込まれているということがあって、そういう子どもたちっていうのは、往々にして、高校に行かなかったとか、中退したとか、そういうような状況の中で、計画等いろんなことを実施されていても、その取り組みなんかは全然伝わってない。もちろん、家庭の教育力、養育力も非常に弱いので、子どもたちに対しての何かアプローチも必要だなと思って、ちょっと質問させてもらったところです。
- 会 長 貴重なご意見をありがとうございました。個々の事業に対してでも結構ですし、大きな 観点からのご質問でも結構ですが、他の委員から何かございますか。
- 委員 先ほどのご意見の関連で、最近特にこの1年ですねコロナ以降、子どもの環境が変わっていまして、ひきこもりや不登校、そして全日制の学校ではなくて通信制の学校に行く、そして通信制単位制といっても、ネット上で通学できるところに行くということで、子どもの掌握は非常に難しくなってきているんですね。これをどうするかということなんですが、10人に1人が不登校で、そしてコロナ禍に入学してきた子たちが今、高3中3なんですが、彼らの中には学校に行くという習慣とか、あるいは将来の夢についても具体的に現実的なものを見ない、そして一方ではアニメ漫画ゲームの世界で生きているということで、子どもの掌握、現状も把握しづらいというところがあります。そして、携帯の世界に逃げ込んでしまっていて、この数年間が一番私達にとっても苦しいところです。

特に大阪府内、通信制に進む子どもが極端に増えてきて、なぜ増えてきてるかというと、 12 月中に合否が決まって、悪いとは言いませんけれども、安易な形で就学を検討できる、 そして人に会わなくていい、ネット出願というところがもう揃ってしまうと、親でさえ自 分の子どもの気持ち、生活をつかめない状況ですので、学校ではなかなかいっそう難しく なってきている。よって、一般的に、普通の学校に通う子が年々少なくなってきていると いう状況です。

質問ではなくて、この傾向としては、次に出てきます、ヤングケアラーの問題もあるんですけども、深く、特に大阪に先行して、大阪の将来を危うくする状況になってきていますので、どのように繋がっていったってことは非常に重要だと思います。逆に携帯とかを使ってアプローチしていくということも必要なのかなというふうに思っています。

- 会 長 はい、ありがとうございました。今の教育を取り巻く現状は非常に厳しいものがあるというご指摘でした。あとでヤングケアラーのことで、大阪府教育庁からご説明いただくとお聞きしていますので、その時に合わせて公立高校の状況についても、また教えていただければありがたいなと思っております。他どうでしょうか。
- 委員 不登校の問題を今おっしゃったんですが、非常に重要な問題なので、ちょっと一言話したいんですけれども、N高を中心とした通信制高校が今非常に流行っております。例えば、N高は年間に5回位通うと、あとは全部オンラインで完結するんですね。不登校の子たちにとっては非常にいいシステムで、それで救われた子がたくさんいるんですけれども、今おっしゃったように、本来普通に通学できる子もそちらを選んでしまうというのが実態としてあるかなというふうに考えています。今、N高はだいたい1万9000人が在籍しています。また新たにS高ができました。

日本には中学校が 1 万校しかないんですね。だからだいたい一つの中学校から 2 人ぐらい行ってる計算です。今おっしゃるように、不登校がどんどん増えている問題については早急に解決しないと、本当に大変な問題なっていくのではないかと思います。

通信制によって、そこで救われる子もいますし、不登校はだいたい小学校の5、6年から3年ぐらいがピークなので、不登校になって、以前は、中学3年で高校進学などのタイミングがあり、かかわることができた。今の子どもたちは小5で不登校になると、そのままN高や通信制高校に通うことで、タイミングが高3になる、そうするとリセットがなかなかできないので、そのままひきこもりになってしまう子もいるのでは感じております。

また、不登校対策については、大阪、文科省の努力により、平成19年からどんどん下がって、一旦平成24年、2012年に1回底を打ちました。そこからV字回復してしまい、5万人ぐらい増えました。平成24年、2012年、何の年かわかりますか。スマホが出た年です。

私は平成24年で不登校生の質が変わったと感じています。不登校生が明るくなりました。 昔はゲームもやりあき、漫画も読めない、昼間、昼メロばっかり、友達もいない、おもし ろくない。だから学校に行こう、進路も不安。それが平成24年を境に、スマホにより無尽 蔵にゲームがある。SNSで友達ができる、YouTubeで動画をたくさん視聴できる、 N高もあるということで不安がやわらいだんですよね。

スマホが登場する以前は、先生は友達を連れて家から誘い出していたのが、今、彼らは、別に不自由してないわけですよ。楽しい生活にあっけらかんとしているんです。それが良いか悪いかは別にして、彼らの日常的な生活が満たされているのであれば、これは不登校でもQOLがいいから素晴らしいと思うんです。ただそれが日本の国にとって、国力にとって学校に行かないまま育っていくのが良いこと悪いことかを冷静に考えないと、これから非常に大きな問題になってくるかなというふうに感じてます。

不登校の問題にはなかなかお金をかけてもらえないです。不登校には予算をあまり入れないわけです。でも今おっしゃったように、非常に大きな国力の問題だと思います。ただ、ネットがらみのことはどこが中心でやるか、不登校一つとっても、直接関係ないですけどヤングケアラーの問題とか、いろんな問題で、深くネットっていうのが関わってて、本当に何か考えていかないと、次の世代が非常にしんどいんじゃないかなというふうに感じて

ます。

会 長 はい、ありがとうございます。一方で、この子ども総合計画の具体的な方策についての 意見をという、リクエストもいただいてますので、できたらそういう観点でお願いします。

子ども総合計画の観点からっていうことで、通信高校のN高の話になりましたが、私の 委員 本業は、IT関連の経営をしてプログラマーなんですけども、大阪にあるルネサンス高校 っていうところでeスポーツの非常勤講師をやっていて、8 クラス持ってますが、ほとん どが大阪府立の高校生だった子がコロナ禍で不登校になってしまって転校してきている、 いじめ不登校問題、北海道沖縄から来ている子もいて、昨日も 3 クラス授業をしてきまし た。この大阪府子ども総合計画、これは PTA とかにも話が下りてきて、パブリックコメン トとかも含め、注視して見ているんですけど、府市だけでなく、いろんな市町村等や有識 者とかいろんな関係団体で検討して、本当に素晴らしい計画だと思いますが、それがいか に隅々まで行き渡るか、実際には行き渡ってないっていうのが状況です。こんな計画の元、 子どもたちは生活しているのか、疑問しかないんです。当然視点も保護者の環境も違うの で、通信だからといって、共通テストを受けていい大学に行くんだときちんと勉強もでき る子もいますし、意識高く外国で働くっていうように、いろいろ進路はあるんですけども、 こういった総合計画を本日集まっているような委員だけじゃなくて、隅々までに行き届か せるその啓発活動とか啓蒙活動ってどこまで予算をさいて行っているのか、計画を作るの も大事ですけど、その計画をいかに末端まで生かしていくのかという構想とかを教えても らえたら嬉しいです。

事務局 計画策定時については様々な報道提供であったり、ホームページ等でも周知させていた だいたり、また、様々な大阪府の発信源を使って周知はしているんですけど、10 年計画に なってますので、その辺の発信力っていうのは確かに弱まってきてると思います。

先ほど言っていただいた通り、内容がかなり盛りだくさんの計画でして、親御さんであったり、子どもさんでも年齢によって違うと思いますので、様々な角度からこの計画について周知できるように検討していきたいと思います。

会長よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。

委員 私の職は、様々な被害にあった心的外傷を体験してメンタルが不調になった人の治療というようなことや、心的外傷に関する研究となどに携わっております。

精神医療の中でもネット依存の問題が国際的に一つの病態として認めていこうというような方向になってきておりますし、様々な情報に曝露されることが子どもにとって有害であるっていうことも常識になってきております。日頃の仕事では様々な被害に遭った子どもたちの治療をしています。とてもたくさんいらっしゃいますので、そういう意味でも健全育成っていうのは非常に重要かと思います。

ただ一つ、私達の領域で注目されていることで申し上げておきたいのは、小児期の逆境的体験が一生を通じて、心身のメンタルだけではなく、体の健康を害するっていうことも、国際的に WHO が各国で調査している問題になっております。それを考えていきますと、健全育成ということでいろんな施策がなされているわけですけれども、健全育成の場にも出れないような、物心ついたときから逆境にいる子っていうのは、健全育成からそもそもこぼれ落ちてしまっているっていうようなこともあるかと思いますので、そういった子どもたちを健全育成に繋げていくような取り組み、福祉との連携も重要かなというふうに思いました

会長 ありがとうございました。大変貴重なご意見かなと思いました。他はどうですか。

委員 この計画に多少関連してということになりますけれども、私も関わっているいろんなお

子さんがいる中で、最近特にコロナ禍になってからと思うんですけれども、中学生までは 義務教育でいいんですけれども、高校年齢になってから、家庭での虐待などで、なかなか 家庭で過ごせないお子さんが、学校にも行けない、施設にも入れない、ということで、本 当に行き場がないお子さんが多くなってきているなということをすごく肌感覚で感じてい るところです。

そういった子は家庭の方に問題があることが多いかなと思うんですけども、その子がどこにも受け皿がない中で、いわゆるグリ下に集ったりして、性搾取に遭ったりとかいうこともよく聞かれ、何が問題かなというところを考えると、どうしてもこういった子が守られる場所がない、受け皿がないというところが特に問題なのかなと思っています。例えばゲーセンなどに行って、指導されて「この時間に出なさい」と言われたとしても、行く場所がなく、大人が囲い込むということにつながることになってしまうと、結局健全育成に反するということにもなりかねない。弁護士として何もできないんですけれども、こういう子が守られる場所を作るということが健全育成のためにはやはり必要なのではないかなと日々思っているところです。

会 長 お二人の委員から貴重なご提言いただきましたので、事務局においてはぜひ受け止めて いただいて、次に生かしていただきたいなと思います。

では続いて、その他報告事項について、事務局からお願いいたします。

事務局 昨年度、会長より、青少年を巡る新たな課題である「ヤングケアラー」について、本審議会においても注視していく必要があると考えているとのご発言がありました。

本府においては、ヤングケアラー支援を総合的に推進するため、令和3年9月、庁内に「ヤングケアラー支援関係課長会議」を設置するとともに、令和4年3月に「ヤングケアラー支援推進指針」を策定しました。

冒頭でもごあいさつさせていただいたとおり、今年度当初、福祉部に子ども家庭局を設置し、これに伴い、新たに子ども家庭局が、ヤングケアラー施策の推進に関して、庁内総合調整を行うこととしております。

令和4年度においては、8月に庁内関係課長会議を開催し、国の動向や庁内ヤングケアラー支援関連施策及び市町村における取組状況を共有しました。令和5年2月に第2回会議を開催し、当事者団体より体験談及び望む支援について聴取する機会を設けることとしています。

また、ヤングケアラー対策を進める上で、法制化が不可欠と考え、令和4年7月、国に対して、ヤングケアラーへの支援強化に向けた法整備及び法に盛り込むべき内容について要望しました。国の動向としては、改正児童福祉法に訪問支援や子どもの居場所支援等の新たな家庭支援事業が盛り込まれるとともに、財政的支援も拡充されましたが、法制化は実現していないため、引き続き、国への要望を行います。

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラーについては、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ヤングケアラーを早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげるため、引き続き、関係部局で連携・協力し、ヤングケアラー対策を推進してまいりたいと考えております。

本日は、担当課より、令和4年度に実施した府立高校におけるヤングケアラーに関する 調査結果についてご報告いただきます。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

担当課 資料3「令和4年度 府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」説明

- 会 長 ありがとうございました。今日のこの会議でも、子どもを取り巻く状況は非常に厳しい というお話がありまして、まさにそれに繋がるようなご報告だったと思います。説明して いただいた資料からは多くのことが読み取れますし、また多くのことを考える材料にもな りうると思います。この報告を受けて何かご質問、ご意見おありでしたら、お願いいたし ます。
- 委員 ヤングケアラーの問題について、資料は府立高校となってございますけども、中学生や 小学生については、どういうふうに把握されてるのかを聞きたいなと思います。
- 事務局 小中学校においても、高等学校からあった通りスクールソーシャルワーカーやスクール カウンセラーを配置しまして、発見力、対応力を強めているとうかがっております。

委員 今調査はしてるんですかね。

事務局 すくすくウォッチという、小学校5年生、6年生に対して、学力の調査とともに児童アンケートをしておりまして、その中でヤングケアラーに関する項目により確認しています。 全国学力学習状況調査とはまた別で行っています。そのすくすくウォッチの調査結果によりどれぐらいの割合でヤングケアラーに該当する児童がいるかを把握されております。

会 長 それは何かで公表されてますかね。

事務局
されてはないです。対策を検討する資料として教育庁の方で活用されています。

会長よろしいでしょうか。それでは、委員どうぞ。

委員 なぜ子どもたちが、ヤングケアラーになっているか?という、その背景まで知るべきだと 思うんですが、このグラフには、それがないような気がします。やっぱりヤングケアラー になるということには、それなりの背景が、あると思うんです。

フランスは少子化だったんですけれども、それがV字回復してるんですね。なぜそうなったかという背景は、国や社会が子どもを育てる、例えばシングルマザーになってしまって、養育費も相手が出してくれないときに、フランスでは20歳まで国が保障する、ドイツでは25歳まで保障するという、そういうこともしてるんですけれども、今回の資料グラフを見ると、その背景、なぜヤングケアラーになっているのか、先ほど委員もおっしゃったんですけど、本当にデータに表されていない、声も挙げられない子どもたちの言葉まできちんとグラフに反映されてるのか、そういうところも少し気になりました。

委員 今のご意見に賛成です。ヤングケアラーの背景には様々な逆境環境があるというふうに 考えられる場合が多いと思うんですけれど、この調査で最も重要なのは、何か助けてほし いことは特にないっていうことが 70%弱の子がそう言ってるっていうことなんですよね。

こういうケースでよく見られるんですけれども、援助要求がない。それはなぜかというとそういう背景で育ってきたお子さんの場合には、恥の感情があったり、スティグマがあったり、諦めの感情があったり、世の中に対して否定的に思っていたりと、そういう様々な問題があって素直に「助けて」と言えない、「困っている」と言えないということが最も問題だと思うんですよね。

ですから、そんな子を見つけて、こういうサービスがあるから利用できるよって言って、 みんなが利用するとは限らないわけですよね。ほんの一握りの「助けて」と言ってる子は それでいけると思うんですけれども。だから、その子たちが世の中に対して、「もうちょ っと安心して支援を求めてもいい」と思うようになってもらうためには、かなりサポート が必要になってくると思うので、その辺もあわせて重厚的にやっていただけるとありがた いかなと思います。

会 長 今お2人の委員からのご意見ご質問に対して、何か答えられることとかありますか。 担当課 背景についてですが、確かに今回の調査で背景によっての分析の方はできておりません。 具体的なデータがあるわけではないんですが、令和 3 年度に、国の方が作成しているヤングケアラーの支援マニュアルの冒頭のはじめにというところに書かれていると部分を一部読ませていただくと、子どもがケアを担う背景には家庭の経済状況の変化、共働き世帯の増加、少子高齢化で地域の繋がりの希薄化などからくる地域力の低下、子どもの貧困といった様々な要因がありますと、こういったことが書かれます。

国の方も明確な根拠、それがどれぐらいの割合かとか、もちろんそこまでは分析はされてないかもしれませんが、一定国の方はこういった認識を示しておりますので、それをちょっと紹介させていただきました。

会 長 委員がおっしゃった、相談できる子はいいけども、相談できない子に対して、どうして いくんだという問題提起についてはいかがでしょうか。

- 先日1月15日にヤングケアラーのシンポジウムを大阪府でやらせていただきました。そ 事務局 のときに当事者の会とか、ヤングケアラーを支えていただいてる民間の法人さん団体さん NPOさんに参画していただいて、いろいろと皆さんご意見いただきまして、その中でも ご支援いただいている方々からのお声をお聞きしてても、やはり委員がおっしゃったよう に、当事者の子どもたちがまず自分がヤングケアラーであると、助けてもらっていいんだ よ、ということをまず発信できるような形に持っていくのが一番大事だということでした。 そもそもヤングケアラーであること自体を自分が認識していないことを、いかにこうい う支援に繋げていくかと、そこに手を差し伸べるのは、確かに見つけてはっきりして、そ して福祉の施策や事業に繋げていくというのが大事なんだけれども、そこでやはりこうい った民間の団体さんもしくは元ヤングケアラーである方々、ピアカウンセリングといった 形で関わっていくのが非常に大事ではないかというお話がありまして、我々行政としまし ても、今いろいろな形で民間の方々とタイアップしながら取り組んでいくという姿勢でや っていきたいなと思ってますので、どちらかということ、福祉に繋げていくということは 大事なことなんですけども、その間の担い手に、やはり民間の方もしくは当事者であった 方々もそういう活動を我々としてはご一緒させていただいて、そういう中で幅広く今まで 埋もれてるような子どもたちにもできるだけ福祉等の支援の方に繋いでいければというふ うに考えている次第でございます。

会長わかりました。ありがとうございました。

委員 子どもたちを支援するときに一番重要なのは、子どもたちの当事者からの声が一番なんですね。だからもっとヤングケアラーや元ヤングケアラーの声を聞いて、そこから重要なところに持っていく。ヤングケアラーだと言えないっていうのは、私たちの想像では恥ずかしいとか、それぞれだと思いますが、当事者の声を聞き取るような役割を、民間だけじゃなくて私達産官学で取り組んでいく。そういったことが これからは必要だと思うんです。

今、指導要領では主体的対話的深い学び、つまり子どもたちから声を聞こうというふうに国も方向性は変わってきています。生徒指導の指針も、指導じゃなくて支援をしようと。なので、ヤングケアラーにしても、福祉の視点にしても、当事者の視点、上から手差し伸べるっていうのではなくて、当事者たちと一緒にやっていくっていうふうに変わってきています。私達が想像で何かをやっていくことにはもう限界があり、子どもたちが見てるものと私達が見てるものがまた違うわけです。ただ子どもたちが何を思ってるかを知らないままの政策をやっても無駄になってしまう。ヤングケアラーっていう言葉が出てきたから、私達はヤングケアラーについての調査ができるようになったということ、それは教育委員会で素晴らしいことです。では次に、この調査からその子たちにどういった手を差し

伸べるか。そこはやっぱり当事者の声、元当事者の声、近い人の声をきいてやっていくということが一番重要なんですけど、なかなかそれができる人がいないわけですよ。今、こども庁とかユニセフとか、世界的にそういう風潮があるけれども、なかなかそれができない。なぜかというと私達が大人が上から教示するとか支援してあげるっていう風潮になっているからだと考えております。

質問が二つありまして、一つ目は大阪府じゃないんですけど、堺市は日本のPTAの中 委 員 で、全国で一番最初にヤングケアラーのアンケートをとった協議会です。その時に堺市内 幼小中高 146 校からヤングケアラーのアンケートを集めたんですけれども、そのアンケー ト結果を公表しようとしたら、行政サイドから待ったがかかって、結局は内々の教育委員 会に出すだけの資料になってしまったんです。理由は地域性が出てしまうのでヤングケア ラーが多いところは出さないでほしいと。それが令和3年度の話で、府立高校の全部の高 校にヤングケアラーがいらっしゃるっていうのはちょっと驚いたんですけど、堺市内でよ くあるのが、自治会の方でも福祉の方がいらっしゃってて、自分で相談できる子はいいん ですけど、自分で相談できない人は自治会が見つけて、「あの子を助けてあげたい!」と 言って学校に飛び込んでも、その子の住所と名前絶対教えてくれないんです。ここに教育 委員会と福祉の壁があって、後ろにスーパーバイザー、スクールソーシャルワーカーが置 かれるってことなので素晴らしいなと思って聞いてるんですけど、例えば高校生で、自治 会から、あなたのとこの高校のこういった子がヤングケアラーっぽい、ケアしたいけど教 えてほしいといったふうに取り組みをされた場合、福祉と教育委員会の壁は、越えられて いけるものなのかというのが一つ目の質問です。二つ目はこの資料がとてもいいので、次 回 2 月の大阪府PTA協議会の役員会で配布したいんですけど、データ等でいただけるの か、公表していいのか、というご質問です。

会 長 質問に答えられる範囲でお願いします。

担当課 2点目につきましては、こちらもオープン資料ですので使っていただいて大丈夫です。 府のホームページにアップしてますので、そこからも自由に使っていただいて問題ござい ません。

1点目につきましては、一番シンプルな話で言いますと、いわゆる要対協のリストに挙がってる場合は、当然個人情報につきましては、自由にやりとりできるはずなので、学校側からするとそういう福祉サイドから問い合わせがあれば、答えることはできます。

ここにいらっしゃる弁護士の方が詳しいかもしれませんが、要対協のリストに挙がって なかったとしてもその命に関わることとかであれば、いわゆる保護条例の例外規定という ことで、個人情報をやりとりすることはできるかと思っております。

明確な答えになってないかもしれませんが、以上でございます。

委員 要対協との連携とか、アンケートを取った後、どこに繋ぐかっていうところが重要になってくると思いますので、そのあたり福祉と教育の連携がとても重要だと思います。また地域の連合会ですとか自治会長さん、あと保護司さん、民生委員児童委員さんがいらっしゃる。民生委員児童委員さんが今、少なくはなってますけれども、地域でのその家庭がどうなってるかと一番知っていらっしゃるのが、自治会の方なので、そことしっかりと連携取れるように、アンケートをとった結果、どうなってどうつないでいくか、あと学校評議会に参加されてます自治会の方々と連携をとって解決に向けていただければと思います。

あと一つ、ヤングケアラーの子どもたちなんですけれども、小さい頃から、よく面倒見 てるねとか褒められて、今で言う虐待なんですけれども、そこがそう感じていない子ども たちもいるので、そのあたりもやはりしっかりと、調査しないと、気づいていないという こともございますので、そういったところを、大人たちがしっかりサポートしてあげないといけないと思いますので、ぜひそこは連携してやっていただきたいと思います。

- 会長ありがとうございます。
- 委員 先ほど委員のおっしゃってた、声なき声をすくい上げるっていうことが大事で、ヤングケアラーになってる子どもたちを救う方法っていうのは、行政の窓口、そこまで行ける人は大丈夫と思うのですが、そこまでできない子どもたちをどうして救うかということ、本当に救わないといけないのは、声が上がってない声だというのを、わかってもらいたいと思いました。
- 会 長 ありがとうございました。様々な意見が活発に出ておりまして、まだ続けていろいろ皆 さんからご意見を伺いたいところ、非常に残念ではあるんですが時間がオーバーしてまし て、この辺で進行を事務局にお返ししたいと思います。

担当課の皆様、わざわざお越しいただいて、貴重なご説明をいただき本当にありがとうございました。

事務局 橋本会長、議事をご進行いただきどうもありがとうございました。他に委員の皆様には ご審議いただき、またご意見いただきましてどうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして令和 4 年度第 1 回大阪府青少年健全育成審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。